

# 東京国際空港ターミナル旅客取扱施設利用料に関する約款

## (目的)

第1条 東京国際空港ターミナル株式会社(以下「会社という。’)が管理する東京国際空港では、旅客サービス施設(ターミナルビルの旅客待合室、ロビー等の旅客共用部分、並びに手荷物取扱設備、固定橋、自動放送設備、セキュリティー施設、フライト情報施設等をいう。以下同じ)の提供に要する経費に充てるため、旅客取扱施設使用料(以下「料金」という。)を頂いております。この約款は、この料金の支払い等について必要な事項を定めることを目的とします。

## (料金)

第2条 東京国際空港から出発されるお客様(以下「旅客」という。)のうち航空券の発券を受けた旅客には、航空運送事業者等(以下「航空会社等」という。)を通じて航空券が発券される際に航空運賃に上乘せする方法によりお支払い頂きます。航空券の発券を受けない旅客(自家用航空機等を利用する旅客を含む。)及び何らかの理由により航空券の発券の際に料金をお支払い頂いていない旅客には、別途航空会社等を通じて、別異の方法により、料金をお支払い頂きます。

2 料金の額は次に掲げる通りとします。下記料金の額の適用に際しては、12才以上の者を大人、2才以上12才未満の者を小人とします。ただし、2才以上12才未満であっても大人用航空券を使用する者は大人とみなします。また2才未満の旅客に対して料金は課されません。ただし2才未満で小人用航空券を使用する場合は、小人とみなします。

### (1) 料金(消費税及び地方消費税を含む)

① 出国旅客(東京国際空港の出国検査を受け出発する旅客のうち東京国際空港から本邦に上陸した当日に出国する旅客以外のものをいう。以下同じ。)

大人1人あたり	2,570円
小人1人あたり	1,280円

② 乗り継ぎ旅客(東京国際空港以外から到着し、本邦に上陸せずに出発する旅客及び本邦に上陸した当日に東京国際空港から出国する旅客をいう。以下同じ)

大人1人あたり	1,280円
小人1人あたり	640円

## (免除)

第3条 航空会社等が別紙に掲げる条件に適合する旅客について会社に申し出た場合、会社は前条の規定にかかわらず当該旅客の料金を免除します。

## (払い戻し)

第4条 料金を支払った旅客が、東京国際空港からの出発を取りやめたとき、又は会社が必要と認めた場合の料金の払い戻しは、旅客が使用する予定であった航空券の払い戻し等の手続き時に航空会

社等が払い戻す方法その他の方法によるものとします。

(約款の変更)

第5条 会社は、事前の告知なく、この約款に定める事項等を変更することがあります。かかる変更後に東京国際空港を利用する旅客は、変更後の約款に承諾したものとみなし、変更後の約款を適用します。

附則

- 1 この約款は、平成26年4月1日から施行します。
- 2 この約款は、平成26年4月1日以降、東京国際空港を利用する全ての旅客に適用されます。

(別紙)

次に掲げる旅客については、料金を免除します。

- (1) 閣議等により国公賓及び国公賓に準じて取り扱うことになった外国の賓客(以下「国公賓等」という。)
- (2) 国公賓等の同行者で、代理通関又は機側通関を認められた旅客
- (3) 出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)により退去強制を受けた旅客のうち国費で本邦から本邦外の地域に送還されるもの
- (4) 法により上陸を拒否された旅客であって、その旨を証する入国審査官の発行する証明書が航空会社等から提出されたもの
- (5) やむえない事情のため、東京国際空港に不時着した航空機、または代替空港として東京国際空港に着陸した航空機の旅客
- (6) 航空交通管制その他行政上の必要から東京国際空港に着陸を命ぜられた航空機の旅客
- (7) 東京国際空港からの離陸後、やむをえない事情のため他の空港に着陸することなしに東京国際空港に着陸した航空機の旅客
- (8) 東京国際空港において、機体もしくは機器等の故障、急病人の発生、ハイジャック、悪天候、滑走路の閉鎖又は航空交通管制その他行政上の必要から出発が翌日以降になった航空機の旅客のうちすでに料金を支払ったもの
- (9) 乗り継ぎ旅客のうち東京国際空港と東京国際空港以外の本邦内空港との間において国際航空に従事する航空機を利用して、東京国際空港に到着し、又は東京国際空港を出発するもの
- (10) 前各号のほか、会社が徴収しないものとして特に認めた旅客